

6 明治期発行の医籍録に掲載された

新潟県内の医師・歯科医師人名

樋 口 輝 雄

わが国では明治一七年からそれまでの内務省免許医師と従来開業医（道府県仮免許医師）に対し、統一した医籍編成が行われたが、明治二二年には全国の医籍登録者を収録した『日本医籍全』（以下「日本医籍」）が内務省衛生局の編纂により刊行された。以降、明治期に刊行された全国的な医籍録（医師名簿）としては、明治三一年の『帝国医籍宝鑑』（以下「宝鑑」）、同四二年の『日本杏林要覧』（以下「要覧」）がある。

各書の構成および収録者概数を記すと、『日本医籍』は道府県別に約三万名の住所氏名、巻末に居所不明者約八八六〇名の氏名を列記しており、『宝鑑』は開業医、従来開業医、限地開業医、歯科医に区分して、道府県別に約四万名の住所氏名を掲載している。『宝鑑』での

「開業医」とは、明治一六年以前の内務省免許医師ならびに、翌一七年以降に試験及第、卒業で医籍に登録された医師の謂であろう。また『要覧』では、医籍、歯科医籍、口中科医籍、整骨科医籍に区分し、約三万八千名の氏名、免許種別、医籍登録年月、族籍、生年、住所、電話番号が掲載されており、免許種別では、試験（及第）、（奉職）履歴、学士、医学校等と記載され、従来開業医は「○○」、限地開業医は「◎◎」の符号で表記している。「歯科医籍」は、明治一七年より「医籍」とは別に編成されたが、同三四年の内務省令「医籍薬剤師名簿編成並加除訂正規程」により各市町村の医師・歯科医・薬剤師名簿が調製されることとなり、「医師免許規則」施行（明治一七年）前の暫定的な専門科である「口中科」「整骨科」医師については、地方庁免許の「入歯齒抜口中療治者」「接骨營業者」と混同しないようにとの記入上の注意があることから、『要覧』では特に、「口中科医籍」「整骨科医籍」の区分がなされたものと思われる。

また、『医制八十年史』によれば、明治四二年時の全国医師数は三七〇七一名、歯科医師数一〇六八名であり、

『要覧』には、「医籍」で凡そ三万七千名が掲載されたと推測される。同書の「歯科医籍」に一〇四〇名が、「口中科医籍」に二六名、「整骨科医籍」には七九名が掲載されており、整骨科では、女性と思われる従来開業医六名の名があった。

新潟県の欄に掲載された医師は、『日本医籍』では一二九名、『宝鑑』では、開業医四六四、従来開業医一〇二五、限地開業医七、歯科医一の計一四九七名、『要覧』では、医籍一一六五、歯科医籍二七、口中科医籍一、整骨科医籍一〇の計一二〇三名であった。現在、住所地と氏名を基に集計中だが、『日本医籍』に掲載された一三二九名のうちの約七三パーセントが『宝鑑』に、そのまた約四五パーセントが『要覧』に掲載されていること、つまり新潟県においては『日本医籍』掲載者の約三分の一が二〇年後にも医業を継続していたことが確認できた。

免状種別、族籍等を記載した『日本杏林要覧』の資料的価値は非常に高く、個人情報のみでなく、各地での医師の動態を分析するのに有用であろう。同書を資とした先行研究には、橋本鉦市氏の論考(一九九二年)があるが、

『要覧』の記載事項については、他資料とも校合し、補正する必要があるだろう。

演者の集計では、『要覧』に掲載された新潟県下での医師(口中科・整骨科を含む)一一七六名のうち、免状種別・族籍が掲載されていない者四名がおり、一一七二名を対象とすると、従来開業医は四二五名、最高齢は、中頸城郡国明村の小池蓮蹊で文政二年(一八一九)生、明治四二年の時点では九〇歳であった。族籍については、士族一四三名、平民一〇二八名で、構成比は凡そ一二・三対八七・七であり、また新潟県以外を本籍とする者九六名で全体の八・二パーセントであった。これら資料を基に明治期における新潟県下の医師・歯科医師について報告したい。

(日本歯科大学新潟歯学部医の博物館)